

2024年(令和6年)11月8日

第2回藤沢市子ども・子育て会議 資料3-2

「藤沢市子ども共育計画」

第4章における掲載事業（100事業）

令和5年度の実施について

「藤沢市子ども共育計画」に掲げた計画事業の令和5年度達成状況

基本目標	評価		A		B		C		D		E		未評価	事業数 (再掲8事業 含む)
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1. 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ	13	42%	17	55%	1	3%	0	0%	0	0%	0	0%	0	31
2. 子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する	12	75%	4	25%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	16 (うち再掲2)
3. 暮らしや子育てを支援する	14	64%	8	36%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	22 (うち再掲4)
4. 教育を受ける権利の保障と学びを支援する	3	30%	7	70%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	10
5. 修学、就労、自立に向けた支援をする	3	33%	5	56%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	9
6. 地域全体で共に支える基盤をつくる	13	65%	6	30%	1	5%	0	0%	0	0%	0	0%	0	20 (うち再掲2)
合計	58	54%	47	44%	2	2%	0	0%	0	0%	0	0%	1	108 (うち再掲8)

■各計画事業の評価基準（A～E）について

評価については（A～E）の5段階方式による所管部署それぞれの自己評価とし、達成状況によって次のように区分しています。

A = 90%以上 B = 70%以上～90%未満 C = 50%以上～70%未満 D = 30%以上～50%未満 E = 30%未満

未評価＝事業終了、対象者なし等

「藤沢市子ども共育計画」に掲げた計画事業の令和2年度～令和6年度達成状況

基本目標	評価		A		B		C		D		E		未評価	事業数 (再掲8事業 含む)
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
1. 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ	11	35%	19	61%	1	3%	0	0%	0	0%	0	0%	0	31
2. 子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する	12	75%	4	25%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	16 (うち再掲2)
3. 暮らしや子育てを支援する	14	64%	8	36%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	22 (うち再掲4)
4. 教育を受ける権利の保障と学びを支援する	3	30%	7	70%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	10
5. 修学、就労、自立に向けた支援をする	3	33%	5	56%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	9
6. 地域全体で共に支える基盤をつくる	11	55%	8	40%	1	5%	0	0%	0	0%	0	0%	0	20 (うち再掲2)
合計	54	50%	51	47%	2	2%	0	0%	0	0%	0	0%	1	108 (うち再掲8)

■各計画事業の評価基準（A～E）について

評価については（A～E）の5段階方式による所管部署それぞれの自己評価とし、達成状況によって次のように区分しています。

A = 90%以上 B = 70%以上～90%未満 C = 50%以上～70%未満 D = 30%以上～50%未満 E = 30%未満

未評価＝事業終了、対象者なし等

●施策方針1 「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」

個別事業に対する評価									
施策の柱	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで	
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	事業の評価及び課題等	事業 達成状況
柱1 妊娠・出産、 育児への切れ目ない支援の推進	1	安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援（利用者支援の充実）	健康づくり課	子育て世代包括支援センター等を拠点に、母子保健サービスを妊娠期から継続的に提供することで、安全な妊娠期を過ごし、無事出産を迎え、安心して子育てができるように支援します。	母子保健コーディネーターである地区担当保健師を中心にあらゆる支援の必要性を考慮し、保健福祉医療各分野における関連機関との連携の充実を図り、早期把握、早期対応に努めます。 妊娠から出産・子育て期をとおして、子育てと子どもの成長発達に関わる生活環境の変化や養育状況の変更等安心して育児を行うことができるようあらゆる支援・子育てに関わる情報提供と、サービスにつなげる支援に努めます。	【令和5年取組実績】 令和5年度母子健康手帳発行数：2,920人 伴走型相談支援(妊娠届出時面談(転入者除く)（令和5年2月～12月）：2,750人中約97.5%面談実施(未把握あり)。 ハイリスク妊婦数（令和5年1月～12月）：435人（13.2%） 妊娠期支援対応：ハイリスク妊婦のうち、79.1%の妊婦に電話相談を実施した。また、85.3%の妊婦が継続支援となった。 こんにちは赤ちゃん事業訪問数：2,936人 さんさんルーム：22回開催 延95組参加 ※感染症対策を講じながら実施した。 【課題及び今後の事業計画】 妊婦全員を対象とする妊娠届出時面談の実施率を高めるために、面談の周知方法や未実施者への対応策などを検討していく必要がある。また、こんにちは赤ちゃん事業等において子育てにかかわる情報提供を行うとともに、育児に不安や困難感を抱える産婦をさんさんルームや子育て支援センター等につなぎ、地域において安心して育児を行うことができるよう支援していく。	B	【評価】 令和5年2月から伴走型相談支援事業を開始し、妊娠届出時から出産までの切れ目ない支援ができています。こんにちは赤ちゃん訪問事業に関しては、実施率の向上が認められている。 【課題】 妊娠届出時面談の実施率を上げて妊娠期より誰ひとり取り残さない支援をすることができるように、転入者も含めた事業の案内方法や面談未実施者へのアプローチ方法を模索していく必要がある。	B
	2	訪問による相談事業	健康づくり課	妊産婦・新生児訪問指導事業として、こんにちは赤ちゃん事業（ハローベビィ訪問）・乳幼児訪問指導事業・未熟児訪問指導事業・慢性疾患児訪問指導事業を実施します。	乳幼児期の各種健診や個別支援をとおして把握した、子どもや子育て家庭の生活困窮等の支援を要する課題に対して、主に乳幼児期の全戸訪問事業などの自宅への訪問等の機会を通じて必要な情報の提供や関係機関の支援につなぐなど、包括的な支援の実施に努めます。	感染対策を継続しながら、個別の訪問指導は継続して行い、子どもや子育て家庭の生活困窮等の支援を要する課題の把握に努めた。 妊婦訪問：40人 こんにちは赤ちゃん事業訪問数：2,936人 新生児訪問：101人 乳幼児訪問：3,027件 うち慢性疾患児訪問65人 未熟児訪問：191人	A	【評価】 感染対策を徹底しながら事業を継続することができている。出生数は年々減少傾向だが、訪問実施率は維持できている。 【課題】 今後父の育児休暇取得等が増加してくると考えられ、母だけでなく父も含めた家族の支援をできるように工夫していく必要がある。また、伴走型相談支援事業と連携し、妊娠期からの切れ目ない支援と、すべての産婦とその乳児に必要な育児情報が提供できるように努め、訪問実施率の維持を目指す。	B
	3	産前産後サポート事業	健康づくり課	妊娠期からおおむね産後1年間を中心とした産前産後の妊産婦の健康状態における課題把握と、子どもの成長過程による子育ての大変さなどへ早期に対応できるよう、産後ケア事業等をとおして、安全・安心な産前産後を過ごすことができるよう支援します。	産前産後の特有の母の心身の変化に対応し、少しずつ子育てに慣れ、負担なく子育てが行えるよう、子育て支援センターや保健センター等での育児相談や産後ケア事業等につなぎ、早期対応に努めます。	【令和5年度 取組実績・課題等】 令和5年度から「初めての外出」「子育て支援センター利用」「リフレッシュ」等対象を広げて開催。子育て支援センターからも該当者へ声掛けをしている。そのため参加人数は前年度に比べ2.7倍に増加。予約がなく中止となる回は1回に減少したが、1回の参加人数が増えないことは課題。 さんさんルーム：22回 延95組 ※感染対策を講じて実施した 【今後の事業計画】 地域の子育て支援拠点へつなぎ、早期に育児支援を展開できるよう、産後うつ把握のツールによる対象者の把握によるつなぎだけでなく、ツールに現れない育児不安や不慣れさのある保護者など対象を広げて開催していくとともに、個別ケアを望む保護者には産後ケア事業につなぐ等、対象に即した支援を継続していく。また、令和6年度より北部の開催会場として湘南台市民センターを追加し、年間12回増える予定のため、参加者数の経過をみつつ、開催会場・回数を検討していく。	C	【評価】 こんにちは赤ちゃん事業等で、産後うつ病のリスクを早期に把握するためのツールを用いて母の精神状況を把握し、リスクの高い母に対してさんさんルームへの参加勧奨、支援を行ってきた。コロナ禍において参加者数の減少から開催中止となる回が認められ、コロナによる制限が解かれた後も参加者の回復が緩慢であったことから、令和5年度から育児に不慣れな産婦や初めての外出、他の産婦との交流をしたい、リフレッシュしたい産婦など孤育て予防を目的とした対象者の拡大を図ったことにより参加者の増加がみられた。 【課題等】 令和5年度から対象者の拡大を図り、参加者は増加したが、事業の目的にそった内容となっているか、開催会場・回数、参加対象者が適切であるかを参加者の傾向・推移をみつつ評価していく必要がある。	C
	4	健診後の支援のための相談事業	健康づくり課	4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診等の、乳幼児健診の機会を捉え、保健師による相談を行っています。未受診者に対して、相談できるよう働きかけます。	各種乳幼児健診をとおして、子育て期の生活の状況を把握することで、困りごと等に関わる早期の情報把握に努め、適切な情報提供と早期対応に心がけます。	乳児健診では、児の事故や母の心身の状況を把握し、地区担当保健師による電話相談等の支援を行った。4か月児健診フォロー：285人（母の心身118人、児の発育・発達88人・その他（健やか親子21アンケート結果）79人）、9～10か月児健診フォロー：286人（母の心身138人、児の発育・発達72人・その他76人） 各健診未受診者に対しては、文書の送付や家庭訪問文書送付や家庭訪問等を行い、母子の状況把握に努めた。4か月児健診未受診児数：101人 9～10か月児健診未受診児数：93人 1歳6か月児健診未受診児数：225人 3歳6か月児健診未受診児数：416人 今後も基本的な感染対策は継続しながら、適切な情報提供や早期支援に対応できるよう努めていく。	B	評価：乳児健診での電話相談対象者数は減少しているが、4か月児健診での母の心身から電話相談し、継続になる数は増えている。幼児健診では、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年から令和5年4月まで相談を当日相談、後日相談に分け実施していたが、令和5年5月から当日相談の人数制限を緩和したことに伴い、令和5年度の相談数は急増している。これは感染症を心配し、相談を控えていた保護者が相談しやすくなったためと思われる。 課題：新型コロナウイルスで相談を控えていたこともあり、SNS等から情報を得て、専門職による相談を控えていた保護者が増えていると考える。児に対して、基本的な感染対策をしながら、保護者が安心して相談できるよう対応方法の充実が必要と考える。	B
	5	乳幼児健診等の充実	健康づくり課	健やかな発育・発達のために、乳幼児健診の充実を図り、健診に関する満足度の向上をめざします。	疾病の早期発見・早期治療や適切な相談対応等を行い、子どもの発育発達を保護者が確認でき、安心して子育てができるよう、成長発達を確認できる乳幼児健診の充実を図ります。	4か月児健診受診率：97.5% 9～10か月児健診受診率：97.6% 1歳6か月児健診受診率：96.4% 3歳6か月児健診受診率：93.3% 令和5年5月以降、幼児健診については、基本的な感染症対策は継続しながら、集団指導の再開、個別相談の人数制限の緩和など保健指導の充実を図ってきた。引き続き児の発育発達の支援や保健指導の充実を図っていく。	B	評価：新型コロナウイルスにより、乳幼児健診の受診率が上がっていたが、令和5年の受診率は若干下がっている。児の発育発達の確認と、保護者の相談の場として、引き続き受診率の維持向上のため、健診内容、方法の充実に努めていく。 課題：「成育基本法」による基本方針により、乳幼児健診の推進、学童期及び思春期までの切れ目ない健診等の実施体制整備に向けた検討が必要とされている。児や保護者にとって効果的な体制整備になるよう、検討が必要である。	B

●施策方針１ 「 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ 」

施策の柱	個別事業に対する評価									
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和５年度		令和２年度から令和６年度（令和６年度見込みも含む）まで		
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等	事業達成状況	
柱３ 切れ目ない相談支援の充実	27	福祉総合相談支援の充実	地域共生社会推進室	生活上の悩み、子育てや医療など多岐にわたる総合的な相談に対応するため、相談体制の充実と、相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに、地区福祉窓口業務における市民センター、村岡公民館と関係各課との連絡調整等を行います。 福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとを抱えながらも相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、子どもの生活状況についても把握し、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	地区福祉窓口相談員が、多岐にわたる様々な相談に対応するため各市民センター及び村岡公民館と、関係各課と情報共有や連携を行うとともに、職員の資質向上に向けた研修機会の充実を図ります。 また、福祉総合相談を行う中で、子どもを取り巻く環境から、その世帯の課題を整理し、必要な支援につなぎます。	地区福祉窓口と担当課にて、毎月１回「地区福祉窓口担当者会議」を行っている。（令和５年度は、５月及び１１月の「地区福祉窓口担当者会議」は、議題数の関係で開催せず、計１０回の開催。）この会議の中では、各担当課からの連絡及び各地区福祉窓口から各担当課等への質問を行っている。また、各地区福祉窓口間の情報交換もこの会議で行っている。 その他に、「地区福祉窓口現任相談員研修」を年１回行っている。この研修は、各地区福祉窓口から相談員全員が参加し、講義内容について研鑽をすることによって職員の資質向上を図る。 令和６年度についても、同様に行っていく予定。	A	【評価】「地区福祉窓口担当者会議」を毎月開催することによって、各担当課等からの連絡および各地区福祉窓口から各担当課等への質問を行うことで、日々の業務連絡が円滑に行われている。また、各地区福祉窓口間の情報交換を行うことで各地区福祉窓口の状況も確認しあえている。 【課題】年々、各担当課等からの業務量が増えてきている。複合的な相談も増えてきており、困難性が増している。それ故か、短期間で離職をする地区福祉窓口相談員も増えている。	A	
	28	地域福祉における手続・相談体制の充実	地域共生社会推進室 （市民センター・公民館）	市民センター及び村岡公民館に地区福祉窓口を設置し、福祉や保健、子ども・子育てに関する手続き、相談及び情報提供を行います。	申請等の諸手続きとともに、初期対応型相談窓口として生活上の多様な相談に対応しながら、地域の支援機関や活動団体等との連携の要となるよう体制を整えます。	地区福祉窓口における子ども・子育てに関する手続き・相談は、１３,３７８件であった。（令和４年度 １４,７９６件）児童手当の電子申請・現況届郵送手続等申請方法が充実し、定着してきていることから件数は年々減少している。引き続き手続き業務や相談業務の充実を図っていく。	A	【評価】地区福祉窓口における子ども・子育てに関する手続き・相談は、令和２年度が１５,３８０件・令和３年度が１６,００１件・令和４年度が１４,７９６件・令和５年度が１３,３７８件と減少傾向にあるが、これは、電子申請等による申請方法が定着してきていることによるものだが、地区福祉窓口での対面の相談は一定数ある。 【課題】複合的な相談も増えてきており、困難性が増している。それ故か、短期間で離職をする地区福祉窓口相談員も増えている。	A	
	29	生活困窮者自立支援の充実	地域共生社会推進室	自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSW の配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。	生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。	相談件数としては、直営８８０件、委託（社会福祉協議会）１,０１８件であった。（令和４年度：直営９９７件、委託９０９件） 進学費用の相談等、子どもをきっかけとして世帯の課題が見える場合もある。しかし、課題も多様で複雑化しているため、支援対象を世帯全体としつつ、それぞれの課題に丁寧に向き合いながら、個性性を重視し対応していく。	B	【評価】 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活が急変した世帯からの相談が増加した。相談を通じて、世帯全体の課題を整理し、必要な情報提供及び支援を行った。 令和２年度から令和５年度までの相談件数としては、直営６,０４６件、委託（社会福祉協議会）６,３９３件であった（相談件数のため、４年間の実績のみを記載）。 【課題】 課題が多様で複雑化しているため、関係機関で連携しながら、包括的な支援が必要である。	B	
	30	地域での相談・連携の取組 （民生委員児童委員、主任児童委員との連携）	福祉総務課	福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、子どもの生活状況についても把握し、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。	地区の民児協定例会において情報共有を行った。また、民生委員・児童委員向けの主任児童委員の活動理解のためのハンドブックを作成した。主任児童委員連絡会を年４回開催し、市子ども家庭課虐待相談員と神奈川県中央児童相談所児童福祉司との情報交換や事例検討等により、知識を深め、共通理解の促進に務めた。市民児協では、児童福祉対策部会と主任児童委員連絡会で研修会と視察研修を実施し、市の取組や複雑化する児童福祉をめぐる問題に対する支援について学び、理解を深めた。 市内小学校や子育て応援メッセージで「主任児童委員紹介リーフレット」を配布し、主任児童委員の周知啓発に取り組んだ。	A	令和２年度から令和４年度までは、新型コロナウイルスの影響により対面での研修会や会議の開催が見送られ、例年通りの交流は難しかったが、可能な範囲で地域の関係団体や相談機関等との連携強化に努めた。令和５年度から児童福祉対策部会と主任児童委員連絡会で研修会と視察研修を再開し、支援活動に資する知識習得に務めた。令和６年度も研修会や主任児童委員連絡会の開催を計画しており、引き続き、関係機関との連携を強化していく。 民生委員・児童委員に比べ主任児童委員の認知度が低いことから、主任児童委員紹介リーフレットの配布等により、一層周知活動に力を入れ、具体的な支援につなげる体制を強化していく。	A	
31	障がい者相談支援事業	障がい者支援課	障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。	令和５年度相談件数の実績（７事業所合計）：１５,６５０件（訪問：２,６７３件、来所：２,５４２件、電話等：１０,４３５件） 障がいに関する総合相談窓口を市内に４事業所、専門相談窓口を３事業所設置することで相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を行いました。 市民周知を図ることが課題であり、今後はより身近な存在となるため、地域における連携及び普及啓発に取り組めます。	B	相談支援については障がい者人口の増加に対応するため、体制の拡充や地域における、機関から機関への相談のつなぎ方等について、委託相談支援事業所連携会議等において検討しているところです。事業周知にとどまらず、機関同士の連携や制度整理を一体的に推進していきます。	B		

●施策方針2 「子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する」

施策の柱	個別事業に対する評価								
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで	
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	事業の評価及び課題等	事業 達成状況
柱１ 子どもの医療への受診支援	32	ひとり親家庭への経済的支援（医療費助成）	子育て給付課	母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもの養育者家庭などひとり親家庭等に、医療費の助成を行います。	ひとり親家庭等に医療費の助成を行うことにより、必要な医療を受けやすくします。また、福祉医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続きや児童扶養手当申請時に制度周知を行います。	ひとり親家庭等への入通院に係る医療費の助成を行った。 ○年間延べ対象者 59,354人 年間助成件数 78,118件 年間助成額 210,426,119円	A	ひとり親家庭等の医療費を助成することにより、経済的負担を軽減し、生活の安定と健康の増進を図ることができた。今後もホームページ等で制度案内を行い、制度周知を継続していく。	A
	33	小児医療費助成事業	子育て給付課	中学校修了前までの児童の入通院（中学生は所得制限有。保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満）の医療費の助成を行います。	医療費の助成を行うことにより、必要な医療を受けやすくします。また、小児医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続きとの連携や、未申告者への申請勧奨のほか、広報等による制度周知を行います。	0歳から中学校3年生までの児童の入通院に係る医療費の助成を行った。 ○年間延べ対象者 663,173人 年間助成件数 1,011,954件 年間助成額 2,159,013,154円 令和6年4月から助成対象年齢を18歳まで拡大	A	令和5年4月から中学生の所得制限を撤廃し、令和6年4からは助成対象年齢を18歳まで拡大したことにより、令和6年の助成対象者が令和2年の54,818人から約10,000人増の65,000人程度となることを見込んでおり、すべての子どもが等しく医療を受けられる環境が整備できていると考えている。今後も住民異動の手続き等にて申請漏れのないよう、未申請者への申請勧奨や広報等による制度周知を継続していく。	A
	再掲4	健診後の支援のための相談事業	健康づくり課	4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診等の、乳幼児健診の機会を捉え、保健師による相談を行っています。未受診者に対しても、相談できるよう働きかけます。	各種乳幼児健診をとおして、子育て期の生活の状況を把握することで、困りごとに関する早期の情報把握に努め、適切な情報提供と早期対応に心がけます。	乳児健診では、児の事故や母の心身の状況を把握し、地区担当保健師による電話相談等の支援を行った。4か月児健診フォロー：285人（母の心身118人、児の発育・発達88人・その他（健やか親子21アンケート結果）79人）、9～10か月児健診フォロー：286人（母の心身138人、児の発育・発達72人・その他76人）	B	評価：乳児健診での電話相談対象者数は減少しているが、4か月児健診での母の心身から電話相談し、継続になる数は増えている。幼児健診では、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年から令和5年4月まで相談を当日相談、後日相談に分け実施していたが、令和5年5月から当日相談の人数制限を緩和したことに伴い、令和5年度の相談数は急増している。これは感染症を心配し、相談を控えていた保護者が相談しやすくなったためと思われる。 課題：新型コロナウイルスで相談を控えていたこともあり、SNS等から情報を得て、専門職による相談を控えていた保護者が増えていると考える。児に対して、基本的な感染対策をしながら、保護者が安心して相談できるよう対応方法の充実が必要と考える。	B
	34	育成医療給付事業	子育て給付課	障がい児等の健全な育成を図るために必要な医療の給付を行います。	必要な医療の給付を行うことにより、障がい児等の健全な育成を支援します。また、育成医療受給者証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、指定医療機関との連携強化を図ります。	育成医療による治療を必要とする児童に対し、認定・給付を行った。 ○支給認定件数 10件 年間受診件数 35件 年間助成額 499,362円	A	対象児童の保険診療の自己負担分を助成することによって、保護者の経済的負担の軽減と児童の健やかな成長に寄与した。 年度によって年間受診件数及び医療費が異なることから、年間助成額も年度によって大きく異なる。 対象者が漏れなく申請できるよう、指定医療機関との連携強化に加え、ホームページ等で制度周知を行っていく。	A
	35	小児慢性特定疾病児童に対する支援	子育て給付課	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。また、日常生活用具は申請に基づき給付されるため、申請漏れのないよう、制度周知を行います。	対象児童に対する日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図った。また、今後も小児慢性特定疾病申請者及び受給者に対する医療給付手続きの経由事務を継続していく。 ○小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 給付件数 3件 助成額 191,330円 経由事務送付件数 299件	A	小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受け、在宅で日常生活を営むことに支障のある方に対し、日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図った。また、今後も神奈川県と連携し、小児慢性特定疾病申請者及び受給者に対する医療給付手続きの経由事務を継続していく。	A
	36	未熟児養育事業	子育て給付課	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。また、申請漏れのないよう、指定医療機関及び関係部署との連携を密にし、必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、2,000グラム以下の乳児、又は医師が養育を必要と認めた乳児に対し、入院に係る医療費及び食事代の給付を行った。 ○受給者数 90人 年間受診件数 238件 年間助成額 25,340,974円	A	入院に係る医療費及び食事代の助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減に寄与した。 対象者が漏れなく申請できるよう、指定医療機関との連携強化に加え、ホームページ等で制度周知を行っていく。	A
37	ふじさわ安心ダイヤル24	地域保健課	24時間365日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	相談者が抱える問題を専門スタッフが聴き取ることにより、不安を解消できるよう努めます。また、必要な医療機関等の情報提供を行います。	育児・しつけに関する相談が70件、母子健康（育児の不安や心配事等）に関する相談が38件あった。引き続き、相談者の不安を解消できるように情報提供を行う。	B	評価：年間約16,000件の相談実績があり、健康、医療、育児、介護、精神保健等、通常窓口が異なる相談を24時間毎日の体制で一度に相談できる事業であり、件数から見ても相談事業として成果があったといえる。 課題：コロナ禍で応答率の低下した期間があった。相談の増加やコールセンターの人材確保難が要因であるが、令和6年度からはWebやFAXによる相談受付を開始するとともに、応答率が悪化した際には、検証を行ったうえで対策を講じるよう仕様書等の改定を行っていく。	B	

●施策方針２ 「子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する」

施策の柱	個別事業に対する評価								
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和５年度		令和２年度から令和６年度（令和６年度見込みも含む）まで	
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業 達成状況	事業の評価及び課題等	事業 達成状況
柱１ 子どもの医療への受診支援	38	精神保健対策事業（精神保健福祉相談、専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援）	保健予防課	地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るため、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。	専門医や専門職による相談や、家庭訪問等をとおし、医療が必要な方が受診につながるよう支援を行います。 また、自殺未遂者緊急介入支援事業や、自殺未遂者・家族個別支援事業等の事業をとおし、相談者の受診、療養支援、家族支援を行います。	精神科医や職員による精神保健福祉相談や家庭訪問等を通じて、精神疾患のある保護者に対して、関係機関とも連携して支援を行った。 また、精神保健に関する普及啓発や地域に向い健康教育の出張講座を行い、精神疾患の正しい理解の普及を図った。	A	精神保健相談対応件数 令和２年度 相談4,753件、訪問105件 令和３年度 相談3,977件、訪問75件 令和４年度 相談3,577件、訪問152件 令和５年度 相談3,511件、訪問166件 精神保健に関する相談は減少傾向にある。要因として、SNS相談等こころの相談ができる機関が増え、相談者が相談内容に合わせて相談形態を選ぶことができるようになったからではないかと思われる。訪問件数は増えており、アウトリーチを積極的に行えている。今後の方向性として、支援が必要な方に必要な支援が届くよう相談先の周知啓発は継続して行い、関係機関とも連携して重層的な支援を行う。	A
	39	障がい者等医療費助成事業	障がい者支援課	身体障がい者手帳１～３級の方、精神障がい者保健福祉手帳１級及び２級の方、知能指数５０以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がいのある方に対し、入院・通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	継続して医療費の助成を行いました。 受給者人数 12,099人	A	障がいのある方は年々増加傾向にありますが、それに対応し、医療に関わる経済的負担を軽減することで、保健の向上と福祉の増進を図ることができました。 【受給者人数】 令和２年度 11,904人 令和３年度 12,076人 令和４年度 12,062人 令和５年度 12,099人 令和６年度 12,314人	A
柱２ 障がい児等の相談・支援の充実	40	子ども発達相談の充実	子ども家庭課	発達に特別な支援が必要な子どもに関する相談を受け、発達の状態に応じた対応の仕方について助言を行い、必要に応じて適切な支援につなげます。 また、保育所や幼稚園等を巡回し、子どもの成長につながる支援方法の助言を行うとともに、発達障がいの理解を促すための啓発事業を実施します。	一人ひとりの特性や能力に応じた助言を行うとともに、家族のニーズも考慮した適切な支援につなぎます。 また、発達に支援の必要な子どもに一貫した支援を行うため、サポートファイルの活用を進め、関係機関が連携した支援に取り組みます。	【実績】 子どもの発達に心配のあるご家庭について、専門性のある職員が相談を行った。不安や心配の強い保護者には面談日までの間に個別の電話相談を実施し、保護者の精神的負担軽減に努めた。 ・新規相談 648人、個別相談実人数 1,372人 ・サポートファイル配付数 233冊 【課題と今後の取組】 相談内容の複雑化や多様化する家庭環境に対応できる支援体制を構築し、関係各課との連携を行いながら丁寧な相談を引き続き行っていく。また、育てにくさを抱えている保護者が孤立しないよう、学齢期も含め、予防的な支援をしていけるようにする。	A	計画期間（令和２年度～令和５年度）の進捗状況 ・新規相談 2,467人 ・個別相談実人数 5,730人 ・サポートファイル配布数 1,074冊 令和６年度こども家庭センターの設置に伴い、母子保健機能と児童福祉機能による相談・支援を一体的に実施できるよう、各関係機関との連携を強化していく。 今後はサポートファイルをより活用しやすくするために、配布対象の見直しや、中身の改変へ向けて取り組む。	A
	41	障がい児支援サービス	子ども家庭課	障がいのある子どもやその家族に対し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援サービスの支給決定を行い、子どもの自立や社会参加に向けた支援を行うとともに、家族の負担軽減を図ります。	適正な支給決定を行うため、障がい児やその家族のニーズを把握し、適切なサービスを受けられるよう、事業所と連携して障がい児福祉の向上を図ります。	【実績】 １．障がい児通所支援サービスの利用実績 ・児童発達支援 587人（前年度比+83人） ・放課後等デイサービス 1,008人（前年度比+99人） ・保育所等訪問支援 58人（前年度比+20人） ２．相談支援専門員による障がい児支援利用計画の作成実績 314人（前年比+19人） （※令和6年3月時点） 【課題と今後の取組】 障がい児通所支援サービスの利用実績、相談支援専門員による障がい児支援利用計画の作成実績は、全体的に増加傾向にあり、また、それぞれ事業所の数も増加している。引き続き、事業所と連携し、サービスの充実・質の向上を図る。	A	利用者数が増加する中、障がい児やその家庭のニーズを把握し、適切なサービスを受けられるよう支給決定を行うことができた。引き続き、事業所と連携してサービスの充実・質の向上を図っていく。	A
	42	特別支援保育事業	保育課 子ども家庭課	認可保育所、幼稚園、幼児教育施設、認定こども園等に対し、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な子どもに手厚い保育が行われるよう経費の助成等を行います。	集団の中で社会性の向上や情緒の発達を促すとともに、障がい児に対する理解を深め、障がい児の発達支援の推進を図ります。	・【実績】 ・特別支援保育対象人数 97人（内幼稚園及び認定こども園 55人 幼児教育施設 3人 保育施設 42人） ・特別支援保育対象施設数 57施設（内幼稚園及び認定こども園 19施設 幼児教育施設 2施設 保育施設 34施設） ・【課題と今後の取組】 障がい児や発達に特別な支援を必要とする児童の受け入れを円滑に推進するとともに、保育の充実を図るため、対象施設への制度の周知や説明を引き続き行う。また、対象児童の保護者への説明が円滑に行われるよう、保護者あての説明用文書等を活用し、制度の趣旨や内容について理解を促す。	A	障がい児や発達に特別な支援を必要とする児童が、集団の中で手厚い保育が受けられるよう、受け入れを推進することができた。集団生活を経験することは、社会性の向上や情緒の発達を促す上で重要であることから今後も特別支援保育のために要する経費に対し、補助金を交付する。	A

●施策方針2 「子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する」

施策の柱	個別事業に対する評価									
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで		
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等		事業達成状況
柱2 障がい児等の相談・支援の充実	43	「育てにくさ」を感じている親への支援	健康づくり課	保護者が子どもの発育や発達についての問題に気づき、理解を深め、孤立することなく育児ができるよう支援します。	保護者が子どもの発達に関する理解を深め、子どもが適切な発達支援サービス等につながるよう、生活基盤での課題から適切な支援を利用しづらい家庭を含め包括的に支援します。	乳幼児健診や地区担当保健師による家庭訪問等から把握された発育・発達に課題のある児について、教室や個別相談につなぎ、児の心身状況の確認や保護者の困りごと・心配に対する支援を行った。また、支援が必要な親子には、子ども家庭課と連携し継続した支援を実施した。 経過検診療養生活相談：29回 延166人 心理相談経過観察：207回 延197人 ひよこの広場：83回 延330人 慢性疾患児訪問：延65人 未熟児訪問：延191人	B	評価：発達の課題のあるお子さんに対して、訪問や相談など個々に合わせた支援を実施した。新型コロナウイルス感染症後、相談件数や訪問等も増加している。 課題：発達に課題のある個々のお子さんに寄り添った方法や支援を実施できるよう、関係機関とも調整して対応が必要と考える。		B
	再掲31	障がい者相談支援事業	障がい者支援課	障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所に必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。	令和5年度相談件数の実績（7事業所合計）：15,650件（訪問：2,673件、来所：2,542件、電話等：10,435件） 障がいに関する総合相談窓口を市内に4事業所、専門相談窓口を3事業所設置することで相談支援体制の充実を図り、身近な場所に必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を行いました。 市民周知を図ることが課題であり、今後はより身近な存在となるため、地域における連携及び普及啓発に取り組みます。	B	相談支援については障がい者人口の増加に対応するため、体制の拡充や地域における、機関から機関への相談のつなぎ方等について、委託相談支援事業所連携会議等において検討しているところです。事業周知にとどまらず、機関同士の連携や制度整理を一体的に推進していきます。		B
	44	太陽の家しいの実学園	障がい者支援課	知的発達の遅れや肢体不自由のある子どもに対して、日常生活や遊び、機能訓練などを実施し、障がい児の発達を促します。	児童発達支援センター利用希望者は増加傾向にあり、引き続き障がい特性に応じた質の高い支援の徹底を図ります。	児童発達に関わる相談の需要拡大の状況を踏まえて、引き続き、障がい特性に応じた質の高い支援の徹底を図る必要があります。 実績：しいの実学園の通園延べ人数：12,193人（令和4年度：12,352人）	A	しいの実学園利用者に対して、日常生活や遊び、機能訓練などを実施し、障がい児の発達を促すことができた。 児童発達に関わる相談は増え続ける状況だが、丁寧な対応を心がけ、障がい特性に応じた質の高い支援を継続していく。		A
	45	補装具の給付	障がい者支援課	身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活を容易にする事を目的として、身体障がい者手帳の交付者及び特殊な疾病に該当する難病患者に対して、神奈川県立総合療育相談センターが補装具を必要と認めた方に支給します。	引き続き、対象となる利用者に対して交付決定を行い、日常生活・職業生活・学校生活を少しでも容易に送ることができるよう補装具費を支給し、身体障がい児者及び難病患者の日常生活の向上を図ります。	障害者総合支援法に基づき、障がい児の身体の欠損又は機能の損傷を補完することにより障がい児の日常生活の便宜を図るため、合計168件の補装具費の給付決定を行いました。	A	障害者総合支援法に基づき、障がい児の身体の欠損又は機能の損傷を補完することにより障がい児の日常生活の便宜を図るため、平均188件/年の補装具費の給付決定を行いました。		A

●施策方針3 「暮らしや子育てを支援する」

施策の柱	個別事業に対する評価								
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和5年度		令和2年度から令和6年度（令和6年度見込みも含む）まで	
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等	事業達成状況
柱2 暮らしを支える支援の充実	再掲38	精神保健対策事業（精神保健福祉相談、専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援）	保健予防課	地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るため、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。	精神疾患により、子どもの養育に課題がある保護者に対して、適切な相談支援を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。	精神科医や職員による精神保健福祉相談や家庭訪問等を通じて、精神疾患のある保護者に対して、関係機関とも連携して支援を行った。 また、精神保健に関する普及啓発や地域に向向いて健康教育の出張講座を行い、精神疾患の正しい理解の普及を図った。	A	精神保健相談対応件数 令和2年度 相談4,753件、訪問105件 令和3年度 相談3,977件、訪問75件 令和4年度 相談3,577件、訪問152件 令和5年度 相談3,511件、訪問166件 精神保健に関する相談は減少傾向にある。要因として、SNS相談等こころの相談ができる機関が増え、相談者が相談内容に合わせて相談形態を選ぶことができるようになったからではないかと思われる。訪問件数は増えており、アウトリーチを積極的に行えている。今後の方向性として、支援が必要な方に必要な支援が届くよう相談先の周知啓発は継続して行い、関係機関とも連携して重層的な支援を行う。	A
	55	難病対策事業（医療・日常生活等の相談事業、保健師の家庭訪問による相談事業）	保健予防課	長期にわたり療養を必要とする難病患者及びその家族の日常生活や療養上の不安の解消を図るため、訪問相談や難病講演会、難病患者と家族のつといを開催し、在宅療養の支援を行います。	難病により、子どもの養育に課題がある保護者に対して、適切な保健指導を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。	令和5年度は実績なし。引き続き、ケアマネージャーや専門職による随時相談や家庭訪問を通じて、子どもの生活が安定するよう、関係機関と連携を図る。	B	令和2年度から令和5年度までの実績はなし。 乳幼児が対象の場合、他機関でケース把握をすることが多いため、適切な時期に関りがもてるよう、連携体制の継続をしていく。	B
	56	助産施設・母子生活支援施設への入所支援	子育て給付課	経済的理由により病院等に入院して出産することができない妊産婦が、助産施設に入所して出産できるよう、出産に係る費用の給付を行います。 日常生活において複合的な課題を抱え、継続的な専門的支援が必要と判断した母子家庭について、母子生活支援施設への入所支援を行います。	助産施設入所の申請時に、妊婦が抱える不安や悩みに気づき、ニーズに合った情報提供を行うことで、必要な支援につなぎます。 母子生活支援施設への入所後においても、定期的な面接等により自立に向けた支援を行います。	児童福祉法第22条の規定に基づき、経済的に困窮している妊産婦に対し助産施設への入所による安全な出産環境を提供し、また同法第23条に基づき、支援が必要な母子家庭について母子生活支援施設への入所相談を行った。今後も経済的に困窮している妊産婦や、専門的支援が必要と判断した母子家庭については、該当施設への入所とともに自立に向けた支援を行っていく。 ○助産施設 入所件数2件 ○母子生活支援施設 入所世帯0世帯	A	助産施設は、市内1か所、県内32か所あり、妊婦が抱える不安や悩みに寄り添い、ニーズに合った支援を行っている。母子生活支援施設は、関係機関と連携し、施設における相談・援助等の支援が必要な母子家庭の自立に向けた支援を行っている。特に、DVを理由とする入所希望については、女性相談員と一緒に聞き取りを行い、よりよい支援が受けられるような様々な視点から協議している。継続的に専門的な支援が必要と判断した母子家庭については、今後も継続的な支援を行っていく。	A
	57	市営住宅の環境整備	住宅政策課	住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくるとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	今後も継続して、住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくるとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	7月と1月の市営住宅入居者募集時に住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、優遇制度を適用し、募集を行った。 令和5年度募集では募集戸数54戸のうち、ひとり親世帯優遇を利用した応募が12世帯、多子世帯優遇を利用した応募が3世帯であった。	A	7月と1月の市営住宅入居者募集時に住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、優遇制度を適用し、募集を行った。 令和2年度～5年度募集では募集戸数280戸のうち、ひとり親世帯優遇を利用した応募が65世帯、多子世帯優遇を利用した応募が4世帯であった。 今後も優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくるとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備していく。	A
	58	住宅確保要配慮者への支援	住宅政策課 地域共生社会推進室	住宅確保要配慮者への支援を図るため居住支援協議会を設置し、住宅確保のための支援及び入居後における居住の継続が可能となるような具体的支援を実施します。	行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅市場において自力で住宅を確保することが難しい低額所得者、高齢者、障がい者、外国人等の住宅確保要配慮者が、自ら住宅を確保できる体制を構築するとともに、入居後の見守りや、居住継続に関する課題などへの支援体制を構築し、安心して暮らせる環境をめざします。	住宅確保要配慮者への支援を図るため、居住支援協議会を5回開催するとともに、住宅確保要配慮者を対象にした「居住支援・住まい探し相談会」を相談のニーズを踏まえ、年2回に回数を増やして実施した。また、協力不動産店を3店舗増やしたほか、高齢者向けの相談会を6月から11月までの間に月1回開催するなど、相談・支援体制の更なる構築を図った。 相談者が増加傾向にあることから、今後、「高齢者すまい探し相談会」の開催回数を増やしていくほか、協力不動産店の拡充に取り組むとともに、相談・支援体制の充実に向けて協議していく。	B	福祉や不動産の団体などと調整を行い、令和2年度に協議会を設立することができ、住まい探し相談会や居住支援セミナーの開催等、居住支援に関する取組を着実に進められた。（居住支援に関する相談会 4回33組 R6予定：1回 居住支援セミナー 2回40人 R6予定：1回 高齢者住まい探し相談会24回73人 R6予定：9回） 住宅確保用配慮者の将来的な増加に対応するため、市内の居住支援法人数の減少や今後の法改正の動向なども踏まえながら、相談・支援体制等の見直しを検討していく必要がある。	B
柱3 子どもに届く経済的	59	児童手当の支給	子育て給付課	中学校修了前までの児童を養育している家庭等に、児童手当・特例給付の支給を行います。	児童手当法に基づき、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、手当を支給します。	児童手当法に基づき、中学校修了前までの児童を養育している家庭等に手当を支給した。今後も、児童を養育している家庭の生活の安定を図るため、継続して手当の支給を行っていく。 ○児童手当・特例給付 延べ児童数 569,112人 （一般分 567,975人 施設分 1,137人） 支給額 5,916,005,000円	A	令和4年度の制度改正により、原則毎年6月に提出していた現況届が不要となり受給者の負担が軽減されたが、所得制限が導入された。 令和6年度には、①支給対象児童の高校生年代までの拡大、②所得制限の撤廃、③多子加算の見直し、④支給回数の変更の制度改正が予定されている。これにより、所得に関係なくすべての子どもが児童手当を受けられるようになり、子育てに伴う経済的負担を軽減し、児童の健やかな成長を図ることができる。 制度改正について、個別通知、広報誌及びホームページ等で周知を図り、申請漏れがないように周知していきたい。	A

●施策方針３ 「暮らしや子育てを支援する」

施策の柱	個別事業に対する評価								
	番号	事業名	担当課	事業内容	取組の方向	令和５年度		令和２年度から令和６年度（令和６年度見込みも含む）まで	
						取組実績、課題及び今後の事業計画	事業達成状況	事業の評価及び課題等	事業達成状況
柱３ 子どもに届く経済的支援の充実	60	ひとり親家庭への経済的支援（児童扶養手当、養育者支援金、神奈川県母子父子寡婦福祉資金貸付金）	子育て給付課	ひとり親家庭等または養育者家庭に、児童扶養手当の支給を行います。 父または母に代わり児童を養育している祖父母等に、養育者支援金の支給を行います。 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	児童扶養手当に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。 父または母の代わりに児童を養育している祖父母等に対し、公的年金等を受給していることにより全部または一部が支給対象とならない児童扶養手当相当額を、生活の安定と子どもの福祉の増進を目的に養育者支援金として支給します。 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を図るとともに子どもの福祉の増進を目的として、神奈川県が実施する就学支度資金や修学資金等の貸付業務を行います。	児童扶養手当又は養育者支援金の支給を行った。また、神奈川県が実施する貸付制度の案内及び申請の受付を行った。今後も、ひとり親家庭のニーズを把握し、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた経済的支援を行っていく。 ○児童扶養手当 受給者数 2,006人（R6.3.31） 年間支給額 1,051,829,010円 ○養育者支援金 受給者数 5人 年間支給額 1,925,590円	A	児童扶養手当及び養育者支援金について、令和6年11月分からの制度改正に伴い、①児童3人目以降の加算額の引き上げ、②所得限度額の引き上げが行われる予定である。これらにより、ひとり親家庭の収入が増加し、生活の安定が見込まれる。 制度改正について、離婚届出時のリーフレット配付、ひとり親相談等で周知を図り、申請漏れがないように周知していきたい。	A
	61	特別児童扶養手当の支給	子育て給付課	精神または身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続きの經由事務を行います。	特別児童扶養手当の申請の際に状況を聞き取り、情報提供等を行うことで必要なサービスに適切につなぎます。	政令に定める程度以上の障がい状態にある20歳未満の児童を養育している方に対して、特別児童扶養手当を支給するための事務を行った。（認定及び支給は神奈川県） ○受給者数 731人	A	療育手帳の交付対象者等、手当を受給できる可能性のある方に対する周知について、関係各課へのパンフレットの配架、広報誌やホームページ等で周知を行っている。	A
	62	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課	認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。	国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。	認可保育施設における教材費や行事参加費、また幼稚園利用者が負担する給食費に対して助成することにより、経済的な負担軽減を図った。	B	令和２年度から令和６年度までの各期間において、実費徴収に係る補足給付を行う事業を行った。引き続き、低所得者の経済的な負担軽減を図っていきたい。	B
	63	障がい児福祉手当の給付	障がい者支援課	20歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳１級の一部及び２級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳１級またはその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。	障がい児に対して手当を支給し、障がい児の生活の安定と福祉の増進を図ります。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。 月額 15,220円 受給者人数 210人	A	特別児童扶養手当等の支給に関する法律等に対応しながら、事業に取り組んでおります。	A
	再掲54	障がい者福祉手当の給付	障がい者支援課	身体障がい者手帳１～３級の方、精神障がい者保健福祉手帳１級及び２級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。 月額 4,000円 受給者人数 780人※20歳未満受給対象者数	A	藤沢市障がい者福祉手当条例に基づき、障がい児に対して手当を支給しました。毎年受給者数は増加傾向にあり、制度周知等に引き続き力を入れてまいります。 月額 4,000円 受給者人数 令和２年度・・・738人 令和３年度・・・740人 令和４年度・・・753人 令和５年度・・・780人 令和６年度（見込み）・・・800人 ※20歳未満受給対象者数	A